

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【公開番号】特開2017-42548(P2017-42548A)

【公開日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-009

【出願番号】特願2015-169525(P2015-169525)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月2日(2018.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域に到達した後、いずれの入球口にも入球しなかった全ての遊技球が入球する前記遊技領域最下部のアウトロと、

内部に特定領域が形成された前記入球口であって、開放時に入球が可能となる1又は複数の可変入球口と、

作動領域に遊技球が進入したことに応じて、前記可変入球口を開放する開放遊技を行う開放遊技手段と、

前記アウトロの上方に設けられ、当該領域に到達した遊技球は、当該領域を通過した後に前記アウトロに入球する前記遊技領域下部の始動領域と、

遊技球が前記始動領域に進入したことに起因して当否判定を行う当否判定手段と、

前記開放遊技において遊技球が前記特定領域に進入した場合、複数のラウンドにわたって、前記開放遊技で開放されるものと同一の又は異なる前記可変入球口を開放する第1特別遊技を行うと共に、前記当否判定で当りになった場合、複数のラウンドにわたって、前記第1特別遊技で開放されるものと同一の又は異なる前記可変入球口を開放する第2特別遊技を行う特別遊技手段と、を備え、

前記第1特別遊技は、前記第2特別遊技よりも多くの賞球を獲得可能となっていること

、
を特徴とする弾球遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の弾球遊技機において、

前記特別遊技手段は、前記第1特別遊技における最後ではないラウンドでは、遊技球が前記特定領域に進入した場合には、次のラウンドに進み、遊技球が前記特定領域に進入しなかった場合には、当該ラウンドで当該第1特別遊技を終了すると共に、前記第2特別遊技における最後ではないラウンドでは、遊技球が前記特定領域に進入したか否かに関わらず次のラウンドに進み、

前記特別遊技において、前記可変入球口への入球が容易となる程度の期間にわたって前記可変入球口が開放されるラウンドを、開放ラウンドとし、

前記第1特別遊技における前記開放ラウンドの数は、前記第2特別遊技における前記開放ラウンドの数よりも多いこと、

を特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題に鑑みてなされた請求項1に係る発明は、遊技領域に到達した後、いずれの入球口にも入球しなかった全ての遊技球が入球する遊技領域最下部のアウトロと、内部に特定領域が形成された前記入球口であって、開放時に入球が可能となる1又は複数の可変入球口と、作動領域に遊技球が進入したことに応じて、可変入球口を開放する開放遊技を行う開放遊技手段と、アウトロの上方に設けられ、当該領域に到達した遊技球は、当該領域を通過した後にアウトロに入球する遊技領域下部の始動領域と、遊技球が始動領域に進入したことに起因して当否判定を行う当否判定手段と、開放遊技において遊技球が特定領域に進入した場合、複数のラウンドにわたって、開放遊技で開放されるものと同一の又は異なる可変入球口を開放する第1特別遊技を行うと共に、当否判定で当りになった場合、複数のラウンドにわたって、第1特別遊技で開放されるものと同一の又は異なる可変入球口を開放する第2特別遊技を行う特別遊技手段と、を備え、第1特別遊技は、第2特別遊技よりも多くの賞球を獲得可能となっていること、を特徴とする弾球遊技機に関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

一方、アウトロの上方に始動領域が設けられているため、いずれの入球口にも入球しなかった遊技球（アウトロに入球する遊技球）を高い頻度で始動領域に進入させ、これに起因して当否判定を行うことが可能となる。つまり、開放遊技や第1特別遊技を開始させることに失敗しても、第2特別遊技が行われる可能性が残っており、遊技者の意表をついて利益を与えることができるため、遊技球が作動領域や可変入球口に進入する頻度が低くても遊技者を楽しませることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、特別遊技手段は、第1特別遊技が開始された後には、遊技球が特定領域に進入したか否かに関わらず次のラウンドに進むと共に、第2特別遊技では、遊技球が特定領域に進入した場合には、次のラウンドに進み、遊技球が特定領域に進入しなかった場合には、当該ラウンドで第2特別遊技を終了しても良い。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、特別遊技において、可変入球口への入球が容易となる程度の期間にわたって可変入球口が開放されるラウンドを、開放ラウンドとし、第1特別遊技における開放ラウンド

の数は、第2特別遊技における開放ラウンドの数と同一であっても良い。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

このような構成によれば、第2特別遊技では、より確実に第1特別遊技に比べ賞球数を抑えることができ、遊技者に過剰な利益が付与されるのを防止できる。

また、弾球遊技機は、開放時に入球頻度が高くなる入球口である普通電動役物と、遊球が始動領域に進入すると、普図当否判定を行う普図当否判定手段と、普図当否判定で当ると、普通電動役物を開放する開放手段と、をさらに備え、特図当否判定手段は、普通電動役物に遊技球が入球したことに応じて特図当否判定を行っても良い。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

このような構成によれば、遊技球の拳動により遊技者を楽しませることができる。

また、弾球遊技機は、外部からの指示に応じて、普図当否判定で当る確率を設定する普図設定手段をさらに備えていても良い。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、弾球遊技機は、外部からの指示に応じて、特図当否判定で当る確率を設定する特図設定手段をさらに備えていても良い。

このような構成によれば、特図当否判定で当る確率を設定することで、釘調整を行うことなく遊技者に付与される利益を調整できる。このため、釘調整が行われるのを抑制できる。